

第7波の入口における当面の対策

令和4年7月15日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

感染力が強い一方重症化しにくいオミクロン株の特性を踏まえ、第6波におけるピークを超えた新規陽性者数が発生しても、原則としては、確保病床使用率が35%（医療特別警報の発出基準）を下回っている間は、県民の皆様には強い行動制限を求めず、基本的な感染防止対策を維持しながら社会経済活動との両立を目指すものとする。

このため、感染再拡大局面においても誰もが必要な医療を受けられ、救える命が救えなくなる事態を回避するため、医療・検査体制を強化するとともに、ワクチン接種をさらに推進する。

1 医療・検査体制等について

(1) 保健・医療提供体制の確保

- 入院医療
 - ・520の確保病床を効果的・効率的に運用することによる一般医療とコロナ医療の両立した病床の運用
 - ・後方支援医療機関と協力し、コロナ回復後も引き続き入院治療が必要な高齢者等の速やかな転院・転床を支援
- 宿泊療養施設
 - ・5施設の受け入れ体制を堅持するとともに、感染の更なる急拡大に備え、新たな宿泊療養施設開設に着手
- 自宅療養
 - ・健康観察センターの人員体制を強化し、自宅療養者への支援を強化
- 治療薬
 - ・重症化予防のため、医療機関や薬局と連携し、経口抗ウイルス薬が必要な方に速やかに投与できる体制を確保
- 保健所体制
 - ・引き続き重症化リスクのある者等を、迅速に適切な療養へつなげる体制を維持するとともに、感染拡大時には必要に応じて体制を強化

(2) 検査体制の整備、拡充

- 無料検査
 - ・お盆期間中の帰省等による感染拡大を防止するため、臨時検査拠点設置を検討
 - ・感染不安を感じる無症状の県民に対する無料検査実施に向け準備
- 検査キット等の確保
 - ・検査試薬や検査キット等の安定的な供給を国へ要望するとともに、県内検査実施機関へ早めの確保を依頼
- ゲノム解析
 - ・ゲノム解析を行う検体を増やし、変異株の流行状況を的確に把握
- 学校等における検査の活用
 - ・部活動の大会や修学旅行などについては、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は、学校等の判断で検査を行うことを促進

(3) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の拡大防止対策

- 医療機関や社会福祉施設等における院内（施設）感染を防止するため、陽性者が発生した場合には、その濃厚接触者に対して幅広く検査を実施

2 ワクチン接種について

(1) 4回目接種の促進

- 接種対象者（60歳以上、基礎疾患を有する者等）すべてに積極的な接種を推進
 - ・ 高齢者入所施設における接種の速やかな実施。県は巡回接種により支援
 - ・ 県下9圏域に県接種会場を設置。市町村接種を補完
 - ・ 接種促進のためのリーフレットの配布・掲示、各種メディアを活用した周知・啓発
- 医療従事者、高齢者施設等従事者への接種が開始された際には、速やかな接種を推進

(2) 初回（1・2回目）接種及び3回目接種の引き続きの実施

- 県接種会場（県下9圏域）で初回及び3回目接種を引き続き実施
- 新たに承認された組換えタンパクワクチンを活用した若年層を中心とする未接種者への接種促進

3 基本的な感染防止対策の徹底について

改めて基本的な感染防止対策の徹底について県民の皆様へ呼びかけ